

仕 様 書

1. 工事名 ヴィラ端山外壁等修繕工事
2. 工事場所 京都市伏見区醍醐下端山町 3 6 番地
3. 工 期 令和 7 年 9 月 1 日～令和 7 年 1 2 月 2 0 日まで
4. 工事概要 主に、外壁改修・防水改修・塗装改修。
5. 仕様書等 施工にあたっては、本仕様書及び設計図書によるほか、下記の図書に準拠すること。
 - ・ 公共建築工事標準仕様書（R4 版） 建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編
 - ・ 公共建築改修工事標準仕様書（R4 版） 建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編
 - ・ 建築物解体工事共通仕様書（R4 版）
 - ・ 公共建築設備工事標準図（R4 版） 電気設備工事編、機械設備工事編
 - ・ 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2014.6
 - ・ 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針
 - ・ 石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について（環水大大発第 1 7 0 5 3 0 1 号）
 - ・ 提供している資料の各種数量に齟齬がある場合、図面及び仕様書から読みとれる 数量を優先する。

6. 施工全般

(1) 作業時間は、原則として、午前8時45分から午後5時30分までとし、日祝日は作業を行わないこと。やむを得ず、上記時間外の作業が必要となった場合は、事前に監督員に報告し、了解を得るものとする。

(2) 次の項目に対しては、請負者独自の判断で施工してはならない。必ず監督員に報告して確認しなければならない。

- ・設計図書に明示していない事項の処理
- ・設計変更に係わる事項の処理
- ・地元関係者等との協議に係わる事項の処理
- ・天災、その他不可抗力による事項の処理

(3) 安全対策については、次の事項を遵守すること。

- ・安全対策には十分注意し、必要に応じてガードマンを配置すること。
- ・解体工事で発生した廃棄物などの搬出入には、十分注意するものとし、工事車両の駐車スペースの確保をすること。
- ・請負者は、当該業務の実施に伴って請負者の責に帰すべき理由により、第三者に損害を及ぼしたときは、損害を賠償しなければならない。

7. 契約保証

免除とする。

8. 水道電気の使用

工事に必要な水道、電気等は、施設共用部のものを有償で利用できるものとする。

9. 入居者等との調整

（１）施工にあたっては、事前に入居者及び来客等（以下「入居者等」という。）への周知 を十分に行うこと。

（２）施工にあたっては、入居者等への迷惑を最小限に留めるよう努めるとともに、苦情が あった場合は、早急に対応し報告すること。